

だいじょう さべつ きんし さべつ きほんげんそく
第4条 差別の禁止(差別をなくすこと) <基本原則2>

しょうがい りゆう しょうがい ひと
障害があるからという理由で障害のある人
さべつ さべつ しょうがい
を差別してはいけません。差別など、障害のあ
ひと けんり みと
る人の権利を認めないようなことをしてはい
けません。

しゃかいてきしょうへきしゃがい こま
社会的障壁(社会のかべ)のために困ってい
しょうがい ひと しょうへき
る障害のある人がいて、その障壁をなくすた
め ふたん おお さべつ
の負担が大きすぎないときは、差別をする
ことにならないように、その障壁をなくすため
ひつよう りゆう たいおう こうりてき はいりよ
に必要で理由のある対応(合理的な配慮)をし
なければなりません。

くに さべつ なに つた さべつ
国は、差別とは何かをみんなに伝え、差別を
なくすために ひつよう じょうほう あつ せいり
必要な情報を集め、整理し、ほし
ひと て はい
い人の手に入るようにしなければなりません。



だいじょう こくさいてききょうちよう せかい ひと きょうりよく きほんげんそく
第5条 国際的協調(世界の人と協力しあうこと) <基本原則3>

きょうせいしゃかい せかい ひと きょうりよく
共生社会をつくるために、世界の人と協力しなければなりません。

だいじょう くに およ ちほうこうきょうだんたい せきむ くに とどう ふけんしちょうそん せきんにん
第6条 国及び地方公共団体の責務(国と都道府県市町村の責任)

くに とどう ふけんしちょうそん きょうせいしゃかい ちいきしゃかい きょうせい いっしょ
国と都道府県市町村は、共生社会をつくるために、地域社会における共生(みんなと一緒に
く さべつ きんし さべつ こくさいてききょうちよう せかい ひと きょうりよく
まちで暮らすこと)、差別の禁止(差別をなくすこと)、国際的協調(世界の人と協力しあうこ
と)という基本原則(大事な決まりごと)にしたがって、障害のある人の自立や社会参加の支
えん ほうりつ せいど おこな せきんにん
援のための法律や制度を行う責任があります。

だいじょう こくみん りかい りかい
第7条 国民の理解(みんなが理解すること)

くに とどう ふけんしちょうそん ちいきしゃかい きょうせい いっしょ く さべつ
国と都道府県市町村は、地域社会における共生(みんなと一緒にまちで暮らすこと)、差別
きんし さべつ こくさいてききょうちよう せかい ひと きょうりよく きほんげんそく だいじ
の禁止(差別をなくすこと)、国際的協調(世界の人と協力しあうこと)という基本原則(大事
な決まりごと)について、みんなの理解を深めるために必要な法律や制度を行わなければな
りません。

だいじょう こくみん せきむ せきんにん
第8条 国民の責務(みんなの責任)

ちいきしゃかい きょうせい いっしょ く さべつ きんし さべつ
みんなは、地域社会における共生(みんなと一緒にまちで暮らすこと)、差別の禁止(差別を
なくすこと)、国際的協調(世界の人と協力しあうこと)という基本原則(大事な決まりごと)
きょうせいしゃかい どりよく
にしたがって、共生社会をつくるために、努力しなければなりません。